

がっこうせんたくせい ちゅうがっこうきゅうしょく かん ちょうさ きょうりょく 学校選択制および中学校給食に関するアンケート調査にご協力ください

現在、大阪市では小・中学校の選択制や中学校給食の提供方法について検討しており、区役所として保護者の方々をはじめとした区民の皆さまのご意見を頂戴するため、アンケート調査を実施いたします。

以下の「学校選択制について」や「中学校給食について」をご覧いただき、別紙のアンケート用紙にご記入ください。

アンケートについてのお問い合わせは、生野区役所総務課（総合企画）【電話：06-6715-9683
Fax：06-6717-1163】または、市民協働課（市民活動支援）【電話：06-6715-9743】までご連絡ください。

がっこうせんたくせい 学校選択制について

【1. 現状】

大阪市では、居住地による通学区に基づいて、児童生徒が就学すべき学校を指定しています。生野区では、19の小学校区、9つの中学校区を指定しています。

【2. 学校選択制とは】

小・中学校に入学する際に、居住地により定められた学校以外の学校を希望により選択できる制度です。

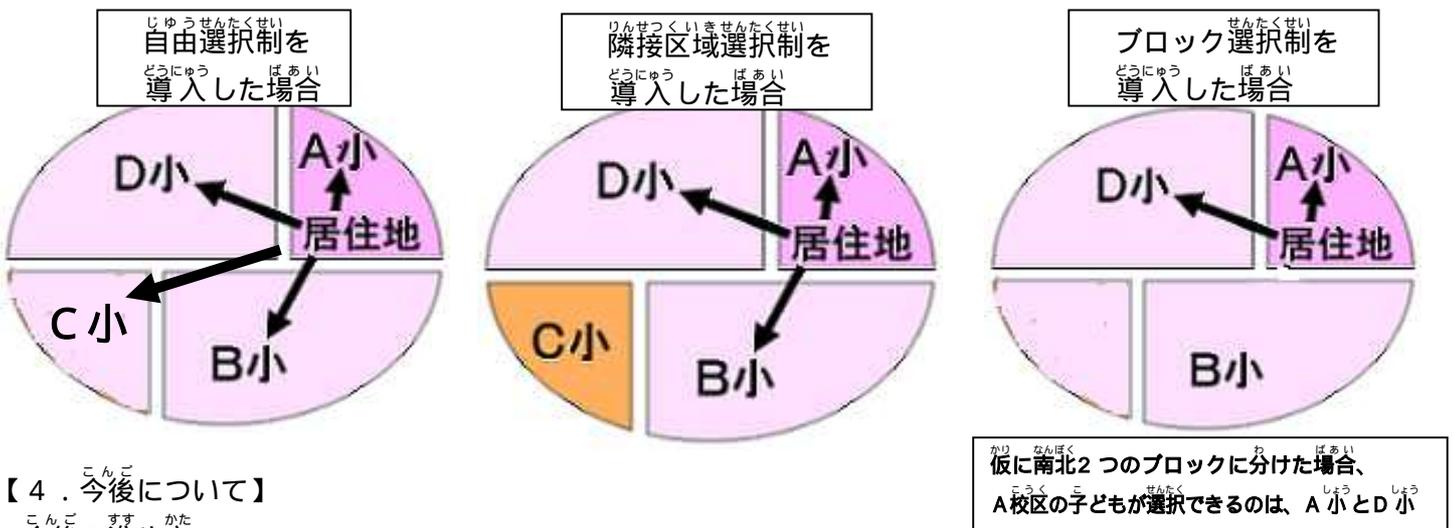
【3. 制度の種類】（主に次の3つの種類があります）

自由選択制 ... 区内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの

隣接区域選択制 ... 隣接する校区内の希望する学校に就学を認めるもの

ブロック選択制 ... 区内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの

（A～Dの小学校区がある場合の例）



【4. 今後について】

<今後の進め方>

フォーラムやアンケート等により意見を集約します。同時に、学識経験者や保護者、公募委員などから構成する教育委員会の「『熟議』学校選択制」で、実施する場合の制度の内容や課題への対応策について議論を行います。

これらの結果をふまえ、秋以降に区長が方向性を決定する予定です。

<導入する場合の実施予定時期>

仮に、秋以降に生野区で学校選択制を導入していくという方向性が決定された場合、最短で、平成25年度を周知と希望調査の期間とし、平成26年4月入学の児童生徒から選択できるようになります。

うらめん
（裏面につづく）

すでに実施している事例をご紹介します。

他都市の導入例について

東京都では23区のうち19区が導入しており、概ね2~3割の児童生徒が通学区域外の学校を選択しています。また、選択できる範囲を縮小したり、廃止した自治体もあります。

選択時期について

他都市では小・中学校に入学する際の1回のみです。入学後の変更はできません。

区外の学校の選択について

東京都では、居住区以外の区の学校は選択できません。

選択に伴う保護者責任について

他都市では、通学区域外の学校を選択した場合は、児童生徒の通学の安全確保などは保護者責任を基本としています。

自転車通学・電車通学について

他都市では通学は原則として徒歩です。通学距離に条件を付けている事例もあります。自転車通学は認めていませんが、例外的に電車・バス通学は認めている場合もあります。その場合、費用は保護者負担です。保護者は通学の負担を考慮して、学校を選択しています。

通学区域外の学校受け入れ人数について

希望すれば必ずその学校に行けるわけではありません。他都市では、学校の施設状況や通学区域における児童生徒数の見込みなどを考慮し、各校ごとに受け入れ予定人数を決めていますが、一人も受け入れができない場合もあります。なお、希望者数が受け入れ予定人数を超える場合は抽選となっています。

学校情報の提供について

他都市では、制度の内容・留意事項・受け入れ人数・教育目標・特色・部活動の状況などの紹介ページで構成された学校案内やホームページを作成しているほか、学校公開や学校説明会等を開催しています。

メリット

- ・通学区域外に自宅から近い学校がある場合、子どもの通学の負担が少なくなる
- ・子どもの個性や希望に合った学校が選択できる
- ・選択することで保護者が学校への関心や積極的に関わろうとする意識を持てる
- ・特色ある学校づくりや学校が切磋琢磨することでの活性化、情報発信の取組が進む など

課題

- ・子どもが通学する距離が遠距離になる場合は、通学の安全性に不安が生じる
- ・学校の施設や保護者間の評判等で学校が選ばれ、児童生徒数がかたよるおそれがある
- ・子どもの見守りや防災訓練など、学校と地域が連携した取組がうまくいかなくなる懸念がある など

中学校給食について

【1. 現状】

大阪市の中学校では、昼食は家庭からの弁当持参を基本としていますが、弁当を持参しない場合にご利用いただけるよう、昼食提供事業（弁当販売）を市内全中学校で実施しています。

【2. 導入するねらい】

学校給食を導入することで、成長期の中学生に、栄養バランスに配慮した食事を提供することができ、望ましい食生活と食習慣を身につけるよう食育を進めることができます。

【3. 導入を検討している方式】

全員給食 ... 全員が学校給食を食べる

家庭弁当との選択制による給食 ... 学校給食か、家庭から持参する弁当のどちらかを選ぶ

【4. 中学校給食の概要】

現在の昼食提供事業（弁当販売）との違い

「給食」は学校給食法に基づくもので、教育委員会が責任を持って成長期に必要な栄養量・栄養バランスに十分配慮した献立（全校共通）を作成し、昼食提供事業にない「牛乳」を提供することになります。また、安全面・衛生面についても給食配膳室を整備するなど、文部科学省の基準に基づき、より厳格な基準が適用されます。

弁当箱方式によるデリバリー方式で実施

民間の調理委託事業者が給食を弁当箱に詰めて学校へ配送し、昼食時に配膳します。

1 食あたりの給食費

300円程度を予定しています。昼食提供事業が食材費と調理経費の負担に対し、給食は食材費のみを「給食費」として負担していただきます。

アレルギーへの対応

「7大アレルギー」の表示は行っていますが、除去食での対応は困難と考えており、こういった対応が可能であるのかを教育委員会で検討します。

今後の進め方

中学校給食について、フォーラムやアンケート等により意見を集約し、秋ごろに区長が方向性を決定する予定です。

導入時期

中学校給食については、秋以降、配膳室が設置できた中学校から順次、選択制による給食を開始する予定です。また、仮に、秋ごろに全員給食を実施することでの方向性が決定されれば、平成25年4月以降に全員給食を実施する予定です。